

○厚生労働省告示第九十号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

本則に次の一号を加える。

十 平成二十三年年度 年率一・一パーセント